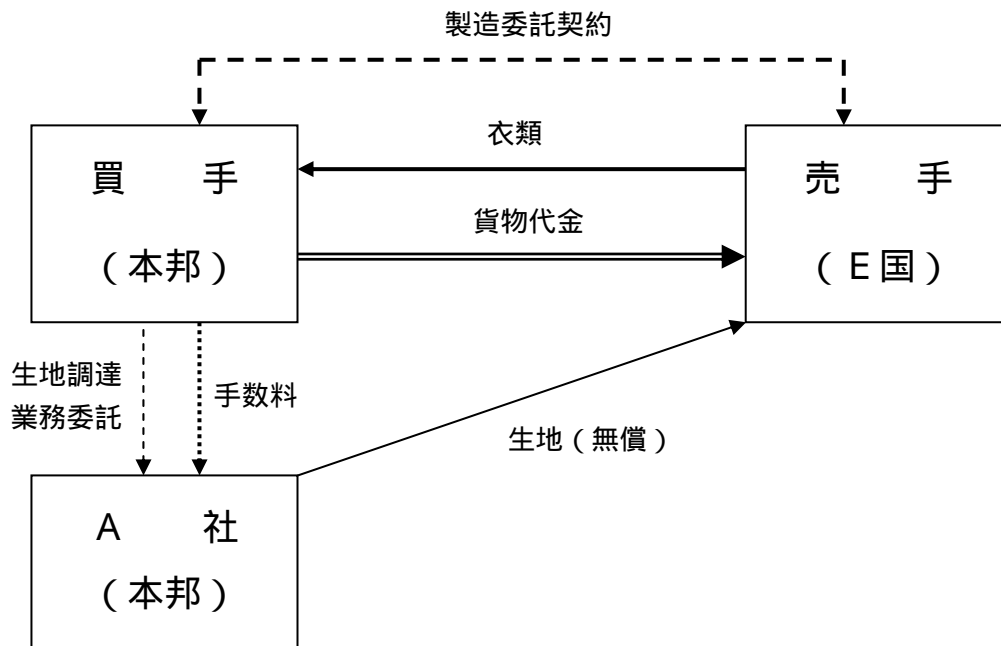


### 8. 輸入貨物の原材料の調達に係る手数料



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から衣類を購入（輸入）します。

当社は、売手との製造委託契約に基づき、輸入貨物の生産に使用する生地を売手に無償で提供することとしています。

当社は、生地を買付け及び売手への発送の業務を本邦所在のA社に委託し、その業務の対価として手数料をA社に支払っています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がA社に支払った生地の調達に係る手数料を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

なお、当社、売手及びA社の間に特殊関係はありません。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社がA社に支払った手数料は、無償で提供した生地に要する費用の一部として、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額には、買手がその物品を取得するために要した費用（買手が自己の代理人に対し支払う手数料）の額を含めることとされています。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項第3号イ

関税定率法基本通達4-12(6)二

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)